

# 令和6年度安全装置等導入促進助成金交付要綱

令和6年3月27日 制定  
一般社団法人宮崎県トラック協会

## （事業趣旨）

第1条 宮崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等（以下「装置」という。）の導入を実施する会員事業所に対して助成金を交付する。

## （対象装置）

第2条 助成の対象となる装置は、次に掲げるものとする。

### （1）後方視野確認支援装置

後方視野確認支援装置は、次の機能を全て有するものに限る。なお、装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とし、対象機器は別表に示すものとする。

- ①後退時の後方視野が確保できること。
- ②運行時（前進も含む）において後方視野が確保できること。
- ③概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

### （2）側方視野確認支援装置

※（2）については、中型自動車及び大型自動車の左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。

### （3）呼気吹き込み式アルコールインターロック装置

呼気吹き込み式アルコールインターロック装置は、国土交通省の技術指針に適合しているものとする。

### （4）IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

※（4）については、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限り、助成対象とする。

## （交付額）

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着する場合、1台につき対象装置ごとに1万円を交付する。但し、第2条に掲げる対象装置**（1）、（2）、（3）、（4）の申請台数を合算して1会員事業所あたり10台を限度とする。**

※1 申請日現在、県内にてGマーク（安全性優良事業所）を取得している事業者は、**1会員あたり15台を限度**とする。

※2 （一社）宮崎県トラック協会 前年度分年会費未納事業者は助成対象外とする。

## （実績報告及び助成金の請求）

第4条 別に定める期日までに取りまとめて、様式1の「安全装置等導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）及び安全装置導入内訳書により、協会長に対して助成金を請求する。

(実績報告提出期限)

第5条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度3月15日(土・日の場合はその前日)までとする。

(助成金交付)

第6条 県ト協は、前条の「安全装置等導入促進助成事業実績報告書」(助成金交付請求書)の提出があったときは、その報告を審査し条件に適合すると認めるときは、会員事業所に対して、助成金を交付する。ただし、前年度会費未納事業所は対象外とする。

(財産の処分制限)

第7条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
- (2) 側方視野確認支援装置 1年
- (3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 1年
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する  
携帯型アルコール検知器 1年

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

(対象期間)

第9条 令和6年4月1日から令和7年3月15日までに装着したものを助成対象とする。

(附則)

本要綱は平成18年 4月 1日より施行する。

平成19年	4月	1日	一部改訂
平成20年	4月	1日	一部改訂
平成21年	4月	1日	一部改訂
平成22年	4月	1日	一部改訂
平成23年	4月	1日	一部改訂
平成24年	4月	1日	一部改訂
平成25年	3月29日		一部改訂
平成26年	3月26日		一部改訂
平成27年	4月	1日	一部改訂
平成28年	4月	1日	一部改訂
平成29年	4月	1日	一部改訂
平成30年	4月	1日	一部改訂
平成31年	4月	1日	一部改訂
令和 2年	4月	1日	一部改訂
令和 3年	3月29日		一部改訂
令和 4年	3月29日		一部改訂
令和 5年	3月29日		一部改訂
令和 6年	3月29日		一部改訂

## **(1) 後方視野確認支援装置 (2) 側方視野確認支援装置**

### **(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置**

- ◆添付書類
- 1) 安全装置等導入促進助成事業実績報告書
  - 2) 安全装置導入内訳書
  - 3) 安全装置購入時の領収証の写し、リースの場合、リース契約書の写し  
※請求書、領収書、リース契約書等に安全装置の型式、金額等の記載がない場合、別途装着証明書(様式2)を提出すること。
  - 4) 装着車両の車検証コピー

### **(2) 側方視野確認支援装置 申請における注意事項**

後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置が一体型である装置の取り扱いについて側方視野確認支援装置に関し、後方視野確認支援装置と一体型である場合は、後方視野確認支援装置及び側方視野確認支援装置の各々を助成対象とする。

なお、助成金の申請にあたっては、以下の点に留意する。

- ① すでに後方視野確認支援装置(バックモニター)を導入している場合  
導入済みの後方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ)に左側方カメラを後付け装着する場合は、1万円を助成する。
- ② 新たに後方視野確認支援装置、側方視野確認支援装置を同時導入した場合  
新たに機器を同時導入した場合  
(後方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ)1台+左側方カメラ1台)は、2万円を助成する。

※側方視野確認支援装置については、車両総重量7.5t以上の事業用トラックに装着していることを車検証の車両総重量欄から確認をする。

※取り付け確認の為、当該側方視野確認支援装置を導入したことが確認できる写真を添付すること(左側方カメラを装着したことを判別する為)

### **(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置 申請における注意事項**

インターロックのセンサー交換については、宮ト協実施のアルコール検知器導入助成事業の対象外とし、併用不可とする。

## **(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器**

- ◆添付書類
- 1) 安全装置等導入促進助成事業実績報告書
  - 2) 安全装置導入内訳書
  - 3) 携帯型アルコール検知器購入時の請求書、領収証の写し  
リースの場合、リース契約書の写し
  - 4) 申請台数分の車検証コピー(申請する営業所所属の車両)
  - 5) 申請事業所のGマーク認定書のコピー

#### (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

##### 申請における注意事項

①安全装置等導入促進助成金事業に申請を行った「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」については、県ト協の実施するアルコール検知器導入助成事業との重複申請は不可とする。

また、安全装置等導入促進助成事業の申請に関して、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限り、助成対象とする。

②『IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器』は、車両に装着する装置ではありませんが、事業用貨物自動車1台につき1台を上限に助成対象とします。したがって、助成金を申請する際には、申請台数分の車検証のコピーも添付してください。